

公益社団法人日本ホッケー協会 個人情報等保護規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という。）が有する個人情報等につき、個人情報等に関して適用される法令及び本協会「個人情報等保護に関する基本方針」に基づく適正な保護・管理を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程及び必要に応じて本規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第1条第3項に規定する個人情報であつて、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪によって害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。

(3) 個人番号

「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別されるものをいう。

(4) 特定個人情報

「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(5) 特定個人情報等

「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。

(6) 個人番号関係事務

「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(8) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(9) 保有個人データ

「保有個人データ」とは、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして法令で定めるもの以外のものをいう。

(10) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。

(11) 役職員等

「役職員等」とは、この法人に所属するすべての理事、監事、及び職員をいう。

(12) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、会長によって指名された者であって、個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有するものとする。

(適用範囲)

第3条 本規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在職中に取得・アクセスした個人情報等については、この規程に従うものとする。

2 本協会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本協会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 本協会においては、専務理事を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、本協会でも取り扱う個人情報等について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する法令遵守計画等の細則を策定しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外部に漏えいしたり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報等の取得)

第5条 個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

2 個人情報等を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次にかかげる事項又はそれと同等以上の内容の事項を通知し、または公表しなければならない。

(1) 本協会の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先

(2) 個人情報等の利用目的

(3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び権利行使のための方法

ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

3 前項において、本人から書面（電磁的記録を含む）に記載された個人情報を直接取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

(利用目的及び個人情報等の利用)

第6条 個人情報（特定個人情報を除く）を取り扱うにあたって、その利用目的は、本協会定款第4条に定める本協会の事業に関する業務において必要な範囲であり、かつ本人から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的の範囲内で行わなければならない。

2 特定個人情報を取扱うにあたっては、次の目的及び範囲においてのみに利用する。

(1) 目的

- ① 役職員等（配偶者、扶養家族を含む）に係る個人番号関係事務（下記に関連する事務を含む）
 - ・ 給与所得、退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ・ 雇用保険届出事務
 - ・ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ・ 健康保険、厚生年金保険届出事務
 - ・ その他、上記に付随する手続事務
- ② 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務

(2) 範囲

- ① 役職員等及び配偶者並びに扶養家族に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- ② 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- ③ 税務署、公共職業安定所、日本年金機構、健康保険組合、労働基準監督署、市区町村等に提出するために作成した源泉徴収票等、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届等、法定調書、その他書類等及びこれらの控え

(個人データの第三者提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、本協会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人データ（要配慮個人情報を除く）を当該業務委託先に提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
- (2) 個人情報等の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
- (3) 本協会との間に、適正な内容の個人情報等の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者の承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、本協会が当該業務委託先に課した個人情報等に適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人データの正確性確保)

第8条 個人情報等は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つように管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理のため、個人データの不正アクセス、漏えい、滅失または毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人データの安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人データを取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人データの消去・廃棄)

第11条 利用する必要がなくなった個人データについては、法令等で定められた保存期間経過後、直ちに当該個人情報等を消去・廃棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人データの消去、破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人データの内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、当該書面を消去・廃棄の日から10年間保存しなければならない。

(通報及び調査義務)

第12条 役職員等は、個人情報等が外部に漏えいしていることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏えいについて役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏えいしていることを確認し、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を会長ほか、影響を受ける可能性のある本人並びに関係機関に報告しなければならない。

ア 漏えいした個人情報等の範囲

イ 漏えい先

ウ 漏えいした日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、会長並びに関係機関とも相談の上、当該漏えいについての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(保有個人データの利用目的の通知請求)

第14条 本人から、当該本人が識別できる保有個人データについて、利用目的の通知を求められた場合は、遅滞なくこれに応じるものとする。

(保有個人データの開示請求)

第15条 本人から、当該本人は識別できる保有個人データについて、開示を求められた場合は、遅滞なく、当該本人が請求した方法により開示するものとする。

(保有個人データの訂正等請求)

第16条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて訂正、追加又は削除を行うものとする。

また、訂正、追加又は削除を行った場合は、その旨及びその内容を本人に遅滞なく通知するものとする。

(保有個人データの利用停止等請求又は提供の拒否権)

第17条 本人から、当該本人が識別できる保有個人データについて、利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第18条 本協会の個人情報等の取扱いに関する問合せ・苦情等は、以下において受け付けることとする。

公益社団法人日本ホッケー協会 事務局

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 Japan Sport Olympic Square

TEL:03-6812-9200

FAX:03-6812-9210

2 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について会長に報告するものとする。

(改廃)

第19条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和5年8月22日から施行する。(令和5年8月22日理事会決議)